

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年2月26日

【会社名】 日本フィルコン株式会社

【英訳名】 NIPPON FILCON CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 名倉 宏之

【本店の所在の場所】 東京都稲城市大丸2220番地

【電話番号】 042(377)5711 (代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部人事総務部長 青木 豊

【最寄りの連絡場所】 東京都稲城市大丸2220番地

【電話番号】 042(377)5711 (代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部人事総務部長 青木 豊

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年2月24日開催の当社第115回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年2月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金4円

配当総額88,527,140円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年2月25日

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款に第29条（社外取締役との責任限定契約）の規定を新設する。

上記変更に伴い、条数の変更を行う。

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役として、片山洋一氏を選任する。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、内田勝、犬塚淳、村山周平の3氏を選任する。

第5号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

退任監査役の渡邊隆夫氏および近藤登實氏に対し、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議に一任する。

第6号議案 取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

平成27年1月9日開催の取締役会で、退職慰労金制度を本株主総会終結の時をもって廃止することを決議したことに伴い、本株主総会終結の時に在任する取締役4名および監査役1名（うち社外監査役1名）に対し、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給を行うこととし、その支給の時期は各取締役および監査役の退任時とする。なお、各氏に対する具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任する。

第7号議案 取締役賞与支給の件

当期末の取締役5名に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額21百万円を支給することとし、各取締役に対する金額は、取締役会に一任する。

第8号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

経済情勢が大きく変動したことや、退職慰労金制度廃止等諸般の事情を考慮して、取締役の報酬額を、賞与を含めた報酬として年額285百万円以内（うち社外取締役は年額20百万円以内）、監査役の報酬額を年額48百万円以内（うち社外監査役は年額20百万円以内）と改定する。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼取締役の使用人分給与を含まないものとする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	163,097	1,945	0	可決 (98.82%)
第2号議案	164,741	300	0	可決 (99.81%)
第3号議案				
片山 洋一	164,691	351	0	可決 (99.78%)
第4号議案				
内田 勝	164,514	528	0	可決 (99.67%)
犬塚 淳	160,168	4,874	0	可決 (97.04%)
村山 周平	157,948	7,094	0	可決 (95.70%)
第5号議案	153,338	11,694	0	可決 (92.90%)
第6号議案	157,616	7,426	0	可決 (95.49%)
第7号議案	164,384	657	0	可決 (99.60%)
第8号議案	164,234	808	0	可決 (99.50%)

(注) 各決議事項が可決されるための要件は、次のとおりです。

- 1 第1号議案、第5号議案、第6号議案、第7号議案および第8号議案は、当社定款第17条第1項の定めにより、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
- 2 第2号議案は、当社定款第17条第2項の定めにより、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- 3 第3号議案は、当社定款第20条第2項の定めにより、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
- 4 第4号議案は、当社定款第30条第2項の定めにより、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの議決権行使分および本株主総会に出席した株主のうち議案への賛成、反対および棄権について確認ができた一部の株主の議決権行使分により、議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、確認ができた一部の株主を除く本株主総会当日出席株主の賛成、反対および棄権に係る議決権の数は加算しておりません。

以上